

国選代理人選任申請書

(表)

審判番号		
申請人	氏名 (名称)	
	特許顧客番号	
	事件との関係	
<p>本人は上記事件の代理業務を遂行する国選代理人の選任を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請人</p> <p style="text-align: right;">(署名又は印)</p> <p>特許審判院長 貴下</p>		
申請人 提出書類 (裏側参照)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「国民基礎生活保障法」第12条の3に基づく医療給与受給者</li> <li>2. 次の各目のいずれかに該当する者                         <ol style="list-style-type: none"> <li>イ. 「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」第4条及び第5条に基づく国家有功者とその遺族又は家族</li> <li>ロ. 「5.18 民主有功者礼遇に関する法律」第4条及び第5条に基づく 5.18 民主有功者とその遺族又は家族</li> <li>ハ. 「枯葉剤後遺症等患者支援及び団体設立に関する法律」第3条に基づく枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後遺症患者及び枯葉剤後遺症二世患者</li> <li>ニ. 「特殊任務有功者礼遇及び団体設立に関する法律」第3条及び第4条に基づく特殊任務有功者とその遺族又は家族</li> <li>ホ. 「独立有功者礼遇に関する法律」第6条に基づいて登録された独立有功者とその遺族又は家族</li> <li>ヘ. 「参戦有功者礼遇及び団体設立に関する法律」第5条に基づいて登録された参戦有功者</li> </ol> </li> <li>3. 「障害者福祉法」第32条第1項に基づいて登録された障害者</li> <li>4. 「初等中等教育法」第2条に基づく学校の在学学生</li> <li>5. 6歳以上19歳未満の者</li> <li>6. 「兵役法」第5条第1項第1号及び第3号に基づく兵又は社会服務要員として服務する者又は同法第25条に基づく転換服務を遂行する者</li> <li>7. 「中小企業基本法」第2条に基づく小企業</li> <li>8. 「中小企業基本法」第2条に基づく中企業として、大企業（「大企業・中小企業相互協力促進に関する法律」第2条第2号に基づく大企業をいう。）と産業財産権関連で紛争中の企業</li> <li>9. 「中小企業創業支援法」第4条の2第2項に基づく青年起業業者</li> <li>10. その他に、特許審判院長が特別な支援が必要と認める者</li> </ol>	手数料 なし
処理手続き <pre>                     graph LR                         A[申請書作成 申請人] --&gt; B[受付 特許審判院]                         B --&gt; C[選任可否決定 特許審判院長]                         C --&gt; D[通知]                     </pre>		